

核物質防護規制に関する実施状況の報告について

平成20年6月10日

原子力委員会決定

核物質防護については、平成13年の米国同時多発テロの発生を契機に、国際社会においてその対策の強化が求められている。我が国においても、こうした動きを踏まえて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正するなどして、適切な核物質防護規制の実施に向けて、種々の対応がなされている。また、原子力政策大綱では、国、事業者等は、今後とも国際的な動向に対して的確に対応することに努めるとともに、引き続きこの制度の在り方について改良・改善を図っていくことが重要であるとしている。さらに、核物質防護対策の実施に当たり、核物質防護に係る情報に秘密を設定することについては、国は、その趣旨の周知徹底に努めるとともに、秘密の設定の範囲が公共の福祉の確保の観点から妥当であるとの第三者の評価を得ること等により、その厳格かつ適切な運用に努めることが重要であるとしている。

こうした対応を踏まえた取組が進展してきていること、国内におけるプルトニウムの平和利用が今後着実に進展していくことが見込まれることから、原子力委員会は、今後毎年一回、核物質防護規制を実施している文部科学省、経済産業省及び国土交通省から核物質防護規制の実施状況に関する報告を聴取することとする。